

# ○国立大学法人筑波技術大学教職課程委員会規程

〔平成23年3月30日〕  
規程第14号

最終改正 令和5年6月28日規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第22条の規定に基づき、教職課程委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)等に基づき教育職員免許状を取得させるための本学の課程(以下「教職課程」という。)に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程に関する科目の編成、実施及び担当教員に関すること。
- (2) 教育実習の実実施計画の立案、実施及び教育実習に係る学外関係機関との連絡調整等に関すること。
- (3) 教職課程の履修方法及び単位の認定に関すること。
- (4) その他教職課程に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 障害者高等教育研究支援センター長
- (2) 教職課程のある学科長
- (3) 教務委員会委員長
- (4) 障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部教職課程部門主任
- (5) 「教職に関する科目」を担当する専任教員から学長が指名する者 2名以内
- (6) 大学院の各専攻から選出される者 各1名
- (7) 聴覚障害系支援課長及び視覚障害系支援課長
- (8) その他学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第5号、第6号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった場合は、その職務を代行する。

(幹事)

第5条の2 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事を若干名置く。

2 幹事は、委員の中から委員長が指名する。

3 幹事は、第2条に掲げる委員会の審議事項を企画調整し、また、委員会が議決した事項の執行を統括する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業班)

第8条 委員会に、第2条に規定する事項のうち特定の事項を機動的に検討するために、必要に応じ、時限的な作業班を置くことができる。

2 作業班の設置時限及び構成員は、委員会の議を経て、委員長が決定する。作業班の主査は、構成員の互選により選出する。

3 委員会が必要と認めるときは、作業班に委員以外の者を参加させることができる。

4 この他作業班に関し必要な事項は、作業班において別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。